

姫路市放課後等デイサービス事業所開設促進業務委託 要求水準書

1 業務名

姫路市放課後等デイサービス事業所開設促進業務委託

2 業務の目的及び概要

本市では、令和5年10月から放課後等デイサービスの基準支給量を月14日から月19日に変更しており、更に令和8年10月より放課後等デイサービスの基準支給量を月19日から月23日へ変更する予定である。

しかしながら、現状において、市内事業所数の自然増を上回る放課後等デイサービスを利用する障害児の増加や基準支給量の変更による需要増加等により、放課後等デイサービスの基準支給量に沿った利用が困難な状況にある。

本事業は、市内外を問わず、優良な放課後等デイサービス事業者の参入を促進し、開設後の運営安定化の支援（伴走支援）を実施することによって、事業が安定的に継続し、質の高い放課後等デイサービス事業所（以下、「事業所」という。）を確保することを目的とする。

3 履行期間

令和8年9月1日（火）から令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

受託者は、本市の地域特性に加えて、放課後等デイサービス支給量変更、放課後等デイサービス人材確保事業の補助等の本市独自の制度を十分に理解し、次に掲げる業務を遂行すること。また、業務の履行に当たっては、特記するものを除き、再委託を禁止する。

本市独自の制度の内容は、以下に掲載している。

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000020503.html>（放課後等デイサービス人材確保事業）

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000025594.html>（定員の特例超過）

(1) 課題分析業務

本市において、放課後等デイサービスの需要に合わせた事業所が開設されない要因、人口や既設の放課後等デイサービス事業所分布、その他の地域資源等の本市の放課後等デイサービスの実態を調査・分析し、事業所の開設支援に資する総合的な実態把握を行うこと。また、本市における地域ごとのサービス供給の偏在や不足の程度について、小学校区単位で分析すること。なお、課題分析に必要な市の保有する情報は、個人情報等開示困難なものを除き、提供するものとする。

(2) 優良事業者の開拓とPR活動業務

開設意向者を開拓し、本市内での事業所開設を促進するためのPR活動を行うこと。

不特定多数の事業者への実施を想定したものではなく、財政的基盤が確立され、継続的に事業所を運営する意欲があり、質の高いサービス提供が可能である事業者（以下、「開設意向者」という。）を対象とする。

また、前号で分析した結果を踏まえ、サービス供給が特に不足している地域については、本号以降に定める業務において、開設意向者に対し、積極的に開設を促すこと。

PR活動にあたり、ホームページや資料等の制作を行う場合については、事前に本市の承諾を得ることを条件に再委託を可とする。

なお、第3号に定める令和8年10月末までのセミナー開催に向けた十分な集客期間を確保するため、第1号に定める課題分析業務の完了を待たず、受託者の保有する知見や本市との事前協議により、本PR活動及び次号のセミナー集客活動を並行して開始すること。

(3) 開設促進セミナーの開催業務

開設意向者に対し、本市の放課後等デイサービスの実態や事業所を開設するメリット等の理解を深めるため、対面（会場）及びオンライン双方でセミナーを開催すること。セミナーは、原則として1対多数（1回あたり10～20法人程度を想定）の講義形式とし、対面（会場）、オンラインともに2回以上実施すること。なお、参加者の早期の開設検討を促すため、対面・オンラインそれぞれ少なくとも1回は令和8年10月末までに開催すること。

また、講義終了後には必ず個別の質疑応答及び個別相談会の時間を設け、具体的な開設に向けた動機付けを行うこと。なお、会場の選定については、事前に本市の承認を得ること。セミナーでは、姫路市放課後等デイサービス人材確保事業や姫路市障害福祉サービス等事業所サポート事業や本業務で提供する運営サポート等、支援の手厚さを強く訴求すること。

(4) 新規開設相談窓口の設置及び運営業務

開設意向者及び既に市内で放課後等デイサービスを運営する事業者向けの相談窓口を設置し、新規開設にあたっての相談等に応じること。相談の受付方法については提案によるものとするが、必要な場合は、対面またはWEB会議による相談に応じること。

(5) 人材確保・立地選定支援業務

第3号に規定するセミナー参加者、又は第4号に規定する相談窓口利用者のうち、本市内の事業所開設に向けた具体的な意向を有する者、又は既に市内で事業所を運営しており人材確保や事業拡大に伴う移転等を検討している事業者で、本支援の必要性があるとして本市が対象と承認した法人を対象に、人材紹介事業者、求職者等の情報収集を行い、職員の採用活動の有効手段の提案等の人材確保に向けた支援を行うこと。また、本市の実態を踏まえ、受託者の責において事業の継続に資する立地の選定支援を行うとともに、物件の確保に向けた調整支援を行うこと。

(6) 開設後の運営定着支援業務

令和7年度以降に姫路市内において開設された事業所のうち利用を希望し、かつ本市が承認した事業所に対し、以下の内容を実施すること。第3号に定める業務に参加せず、開設された事業所に対しては、本市から案内を行う。本号に定める業務については、成果報酬とし、次の

アからエまでの各項目の履行実績に応じ、支払を行うものとする（支援予定事業者数は20とする。）。

なお、成果報酬の支払いは、アからエまでの全ての支援を実施し、本市の検査に合格した時点での一括払いを原則とする。ただし、契約期間の満了等、受託者の責に帰さない事由によりエまで完了しなかった場合に限り、本市と協議の上、実施済みの項目（成果物提出済のもの）に係る内訳単価に基づく部分払いを認めるものとする。

ア 制度理解の促進

児童福祉法に基づく指定基準等の関係法令を踏まえ、必要な書類の整備や実施すべき事項等の助言を行うこと。具体的には、管理者等従事者の役割、個別支援計画の策定、サービス提供記録の書き方、事業運営の会計管理等について助言等を行うこと。なお、助言にあたっては、一般的な資料の送付だけではなく、対面またはオンライン等を用いた双方向の個別面談を実施し、対象事業所の理解度を確認すること。

イ 請求業務支援及び初回請求時の実務支援

(ア) 報酬体系や、加算の取得に向けた助言を行うこと。

(イ) 開設後最初の報酬請求（国保連請求）において、過誤や返戻による入金遅れを防ぐため、請求期間（毎月1日から10日）に合わせた実務支援を行うこと。

(ウ) 成果物

請求業務支援報告書（チェックリスト等）

ウ 運営定着支援

(ア) 業務内容

開設当初からの円滑な利用者確保に向けた事前周知（ホームページやパンフレットの作成等）や地域の関係機関等への営業活動、開設前後の内覧会等のイベント企画その他の安定的な事業所の運営のために必要な支援を行うこと。

(イ) 成果物

実施した広報媒体の写し及び活動報告書

エ 模擬運営指導の実施

(ア) 業務内容

開設前又は放課後等デイサービス事業所の指定後に、運営指導を想定した模擬運営指導を実施すること。具体的には、専門家が事業所を訪問し、個別支援計画の作成手順、サービス提供記録の記載方法、出勤簿等の帳票類のフォーマット等を網羅的に点検し、不備や記載ミスがある場合はその場で是正指導や支援を行うこと。

(イ) 成果物

模擬運営指導実施報告書（指摘事項一覧）及び是正完了報告書

(7) 開設目標（KPI）と進捗管理

開設事業所数に目標値を設定し、提案すること。

本市は、放課後等デイサービスの支給量変更に伴う需要増に対応するため、令和10年度末までに市内の事業所数を133事業所（令和8年度4月時点87事業所）まで拡充することを中長期の最終目標としている。

なお、本目標における開設とは、1年間における新規開設に向けた、監査指導課への事前協議が完了した時点をいう。本業務の契約は年度途中（7ヶ月間）となるため、当該目標数を契約期間に応じて按分し、かつ、令和8年6月1日時点で既に6事業所の開設状況を総合的に勘案し、本業務における受託者の実質的な新規開設支援目標（KPI）は11事業所とする。

最終目標を達成するため、本業務の履行期間である令和8年度においては、18事業所の新規開設を本市の達成すべき目標値（KPI）とする。新規開設数については、純粹に新規開設された事業所数を想定しており、本業務と無関係に開設された事業所を含み、廃止された事業所を含めない。

受託者は、この本市目標の達成を確実なものとするため、業務遂行にあたってはプロセスKPI（セミナー参加法人数、個別相談移行件数等）を設定した事業実施計画を作成し、第7項に定める定期的な進捗管理を行うこと。

5 実施体制

本業務の運営を統括する責任者を1名配置すること。本業務について業務担当者を1名以上配置し、そのうち1名を業務主任担当者として配置すること。

また、関係法令の解釈について確認するため、受託者における法務関係部署または提携弁護士等の法務専門家との連携体制を整えること。

6 利益相反の防止及び情報の帰属

本事業の公平性及び透明性を担保するため、受託者は以下の事項を遵守すること。

(1) 目的外利用及び利益相反行為の禁止

個人情報の取り扱いについては、契約書に規定する個人情報取扱特記事項を厳守すること。

また、本業務を通じて得た事業者情報（法人名等）、相談内容、物件情報等の全ての情報を、本市の承諾なく受託者の自社サービス（会員組織への勧誘、別契約のコンサルティング営業等）に利用する利益相反行為を行わないこと。

(2) 誤認勧誘の禁止

誘致活動において、本市の委託事業であることを明示し、受託者の独自事業と誤認させるような営業活動を行わないこと。

(3) 成果物の帰属及び業務終了後の取扱い

作成した事業者リスト、相談対応記録、特設サイトのデータ、運用した広告アカウント等の所有権及び著作権は本市に帰属する。受託者は、業務終了時に前項の成果物データを本市に引き渡すこと。

7 開設事業所数の目標未達時の対応

受託者は、契約締結時に第4項に定める事業実施計画書を作成し、本市の年間目標（令和8年度18事業所の新規開設）を達成するための、受託者が任意に定める期間ごとのプロセスKPIを明記し、本市の承認を得ること。

本市は、原則として本市が指定する時期の区切りごとに進捗確認を行い、当該計画のプロセスKPIを下回る進捗の遅れが確認された場合は、受託者に対し、人員の増強や誘致手法の見直し等の具体的な改善計画書を提出させ、是正措置を講じさせるものとする。

8 委託料の支払

委託料の支払いは2回払いとする。受託者は、9月から11月まで及び12月から3月までの業務完了後、履行状況の報告を行い、本市が履行の確認を完了した場合にそれぞれ支払う。

9 成果物の納品

	成果物	媒体	提出時期
1	第4項第1号に定める業務における分析結果	EXCEL 又は CSV 形式（集計データ等二次利用ができるもの）、Word 又は PDF（その他のもの）	履行期間開始後30日以内
2	第4項第6号に定める業務における各成果物	Word 又は PDF	9月から11月及び12月から3月のそれぞれ業務終了後速やかに
3	各種集計データ	EXCEL 又は CSV 形式	履行期間終了後
4	相談対応記録	Word 又は PDF	履行期間終了後
5	事業者リスト（開設意向者及び本業務を利用した事業者）	EXCEL 又は CSV 形式	履行期間終了後
6	その他本業務において作成された報告書類等	EXCEL 又は PDF 形式（二次利用が可能なデータ類） Word 又は PDF 形式（その他のもの）	原則履行期間終了後
7	特設サイト（ドメイン含む）及び広告アカウント等	次項に定める通り	次項に定める通り

10 その他注意事項

(1) 成果物及び特設サイト等の引継ぎ

ア 本業務により作成した成果物の著作権等の帰属については、要求水準書に定める成果物の帰属及び業務終了後の取扱いの定めに従うこと。

イ 本事業は次年度以降も継続実施できるように本業務で構築した特設サイト（ドメイン含む）及び広告アカウント等は、次期受託者（本市が指定する者）へそのまま運用を引き継げるよう構築すること。

ウ 業務完了時においては、前号のサイト及びアカウント等に係る全ての管理者権限（ID・パスワード等）を本市へ譲渡するとともに、本市の指示に基づき、次期受託者へのデータ移行及び業務引継ぎを誠実かつ無償で行うこと。

(2) 本業務遂行上知り得た情報は、本業務の目的以外に利用してはならず、第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 本業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。

(4) 契約の締結にあたり、本市は、受託者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。

(5) 本事業の実施において疑義が生じた場合は、本市の担当者と協議し、その指示に従う。